

西千代ヶ丘グリーンクラブ会則

【名 称】

第1条 本会は、西千代ヶ丘グリーンクラブと称する。本会則は、西千代ヶ丘自治会会則第14条に基づき定めるものとする。

【目 的】

第2条 西千代ヶ丘グリーンクラブは、会員相互が協力し親睦と交流福祉を図り、すべての会員が明るく豊かな生活を営むことで、安心して暮らせる町づくりを目的とする。

【組 織】

第3条 西千代ヶ丘自治会会員で、当該年度中に65歳以上の全員の加入をもって、当該年度のグリーンクラブを組織することを原則とする。

【役 員】

第4条 この会の円滑な運営を図るため次の役員をおく。

①会長 1名

②副会長 2名

相談役をおくことができる。その場合相談役は民生委員が担当する。

会長が承認した場合、役員は他の役を兼務することができる。

【役員の選出】

第5条 次年度の役員選出は役員会で推薦し、自治会総会において決定する。

【役員の任期】

第6条 役員の任期は原則1年とする。但し、再任は妨げないが2期を限度とする。

(2)役員が任期途中で退任したときは後任については役員会議においてこれを決める。

(3)補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

【会 議】

第7条 この会の運営のため、次の会議を会長が招集し行う。

(1)月例役員会・臨時役員会・その他の会

(2)会議にて活動の立案・計画を審議し、自治会役員会へ提案する。議長は会長が行うこととする。

(3)但し、副会長が代行することもできる。議決は会議参加者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

【活 動】

第8条 この会の目的達成のために次の自治会事業を行う。

(1)会員の健康増進、福祉厚生の上昇および交流福祉に関する活動

(2)会員の親睦、相互扶助に関する行動や行事の活動

(3)研修教養の活動

(4)地域社会に奉仕する活動

(5)自治会が実施する事業への協力参画

(6)その他必要と認められること

【運営費】

第9条 この会を運営する経費は自治会予算として計上し、奈良市助成金、その他助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

【会 計】

第10条 この会の会計は、自治会会計担当が管理するものとする。

【情報宣伝】

第11条 この会の目的達成のため、会独自のチラシ配付などと併せ自治会の回覧機能なども活用し活動の情報提供に努める。

【会則の改訂】

第12条 この会則の改訂は、役員会において立案し自治会役員会の承認を経て改訂するものとする。

【補足・その他】

第13条 本会則に定めがない事項については、会長は会議にはかりこれを定める。

【附 則】

この会則は、平成7年3月29日から施行する。

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。